

青森県立木造高等学校 部活動に係る活動方針

1 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「運動部活動の指針（2018年12月策定）」「文化部活動の在り方に関する方針（2019年度策定予定）」に基づき、毎年度策定し、活動方針及び年間活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する。

2 目 標

- (1) スポーツ・文化・科学等に親しみ、自律・礼儀・責任感・協調性等の社会人として必要な資質や能力及び態度の育成を図る。また、健全な趣味や豊かな教養を養うとともに、個性の伸長や体力・技能の向上及び健康の保持増進を図る。
- (2) 仲間とともに目標に向かって努力することや教師及び部員同士との望ましい人間関係を構築することの大切さを学ばせる。また、学習意欲や安全意識の向上及び自己肯定感を育みながら充実した学校生活を送れるようにする。

3 基本方針

- (1) 部への加入は任意とする。
- (2) 入部及び退部の際には、その届出を当該顧問及びホームルーム担任に報告する。
- (3) 生徒が充実した学校生活を送ることができ、学業との両立ができるようバランスのとれた活動計画を作成する。
- (4) 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことができるよう、顧問は指導・助言を行う。
- (5) 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (6) 部活動の運営に当たって顧問は、指導方針・指導内容・会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (7) 顧問が生徒の安全や健康に配慮することはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険や傷害を予測し、回避、対応ができるよう安全面や健康面に関する指導にも留意する。
- (8) 生徒が安心して活動に取り組めるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (9) 顧問を複数配置することにより、生徒の自主的な活動への対応と顧問の負担軽減を図る。
- (10) 参加する大会や研修会及び行事等については、生徒や顧問の過度の負担とならないよう精査する。顧問の引率を必要としない保護者の責任で参加する大会や研修会及び行事等について、学校へ「校外行事届」を提出させる。
- (11) 生徒の多様なニーズに応じた活動が行えるような部活動を設置することに努める。また、生徒、保護者および社会教育に位置付けられる団体からの要請・要望により学校施設の開放にも積極的に努める。**（必ず相談すること。）**

4 運営及び休養日等について

- (1) 部活動の運営については、生徒会で定める部活動・委員会規則に則った運営・活動を行う。
- (2) 各部は、毎年4月に年間活動計画を作成する。また、月末には月毎の活動実績と翌月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- (3) 学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日以上、週末1日以上）を設けることが望ましいが、学校の特色、競技種目の特性及び生徒の競技に対する志向を考慮して弾力的に取り扱えるものとし、主要な大会等の時期（ハイシーズン）については、休養日を週当たり1日以上設けることとする。
- (4) 週末に大会や研修会及び行事等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保することに努め、長期休業中や定期考査前あるいはオフシーズンには、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (6) 部の全体練習における活動時間については、学期中の平日は2時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度を目安とする。

5 活動費について

- (1) 各部の部費納入については、その目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とならないようにする。
- (2) 各部は、部費納入前に予算書を作成し、保護者に示して納入依頼をする。納入後は出納簿及び決算書を作成し、保護者に提示する。また、別途定める校内監査を受ける。
- (3) 各部の部費及び大会等に係る経費について、その一部を補助するために一定額を部活動費（学校徴収金）として生徒から徴収する。

6 校外活動及び大会参加について

- (1) 高体連及び高文連が主催・共催・主管する大会や研修会及び行事等への積極的参加を推進する。
- (2) 上記（1）以外の大会や研修会については、生徒・保護者の負担等を考慮するとともに、生徒・保護者の承諾を得たうえで参加する。
- (2) 上記（1）及び（2）以外の練習試合及び行事等については、その目的等を明確にし、生徒・保護者が理解したうえで計画し、参加する。